

石巻市スポーツ少年団細則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 特定非営利活動法人石巻市スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という)及び石巻市スポーツ少年団(以下「本団」という)の定款、規程の定めるところにより、スポ少の組織運営に関する細部について規程する。

(事務局)

第2条 スポーツ協会定款第2条及びスポ少規程第15条に定めたる事務所の所在地は、下記に置く。

石巻市泉町3丁目1番63号 石巻市総合体育館内

(全国団体等との関係)

第3条 本団は、日本スポーツ少年団、及び宮城県スポーツ少年団に加盟する。

第2章 会 員

(資格)

第4条 本団の会員は次のとおりとする。

(1) 団員の登録は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。

ただし、満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。

(2) 指導者の登録は、登録する年の4月1日現在満18歳以上とする。

(3) 単位スポーツ少年団は、原則として10名以上の団員と、2名以上の指導者(満20歳以上であり、かつ理念を学んだ指導者)で構成される。

登録した指導者のうち1名を単位団の代表指導者とする。

代表指導者は、その単位団に登録している指導者に限られますが、有資格指導者である必要はありません。また、代表指導者は、他の団の代表指導者を兼ねることはできません。

(4) 1団2名の有資格指導者が義務づけられます。

新しく登録する新規団の場合は、初めて登録した年度中に、指導者のうち2名以上が必ず資格を取得することが義務づけられます。

(5) 2つ以上の単位団に登録する場合は、団員、指導者ともそれぞれの単位団での登録料が必要です。

第3章 役 員

(常任委員の推薦)

第5条 スポ少規程第7条により常任委員の選出は、次のとおりとする。

- ・陸上競技スポーツ少年団連絡協議会より2名
- ・サッカースポーツ少年団連絡協議会より2名
- ・野球スポーツ少年団連絡協議会より2名
- ・バスケットボールスポーツ少年団連絡協議会より2名
- ・バレーボールスポーツ少年団連絡協議会より2名
- ・柔道スポーツ少年団連絡協議会より2名
- ・剣道スポーツ少年団連絡協議会より2名
- ・空手道スポーツ少年団連絡協議会より2名
- ・ソフトボールスポーツ少年団より1名
- ・躰道スポーツ少年団より1名
- ・スポーツチャンバラスポーツ少年団より1名
- ・ラグビースポーツ少年団より1名
- ・本部長推薦(若干名)
- ・事務局1名

但し、本部長・副本部長・常任委員長に選任された所属団体については、繰上げ補充することが出来る。

第4章 補 則

(規定改正等)

第6条 この規程は、常任委員会の議決により改正及び廃止を行うことができる。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年6月14日から施行する。

この規程は、令和元年11月20日から施行する。

この規程は、令和2年6月16日から施行する。